# 刑事確定訴訟記録閲覧手数料令 （昭和六十二年政令第三百七十九号）

刑事確定訴訟記録法第七条に規定する政令で定める手数料の額は、記録一件につき一回百五十円とする。

# 附　則

この政令は、昭和六十三年一月一日から施行する。